

高知労働局発表
平成28年4月27日

【担当】
雇用環境・均等室
室長 松原 大
雇用環境改善・均等推進監理官 矢野 毅
電話 :088-885-6041
FAX :088-885-6042

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について ～学生の皆さん、確かめよう労働条件！～

高知労働局（局長 園田 智幸）では、大学生や専門学校生などの学生を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルの中には、学生側が労働基準法などに関する知識を持っていれば、簡単に避けられるものも少なくありません。

今回のキャンペーンでは、多くの大学生や専門学校生などがアルバイトを始める4月から夏休み前までを実施期間として、大学への出張相談の開催、リーフレットの配布などを行います。

1 主旨

大学等への進学率が上昇し、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあります。学生とアルバイトとの結びつきが強まってきており、本分の学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められています。

しかしながら、平成27年8月下旬から9月にかけて実施された「大学生等へのアルバイトに関する意識等調査結果」（全国）によると、労働条件を示した書面を交付していないものが58.7%あり、そのうち働く前に口頭においてすら具体的な説明がなかったものが全体の19.1%となっています。

そのために学生アルバイトに係る労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組を実施します。

2 キャンペーン期間

平成28年4月から夏休み前の平成28年7月までの4ヵ月間。

3 高知労働局の取組み

(1) 大学等への出張相談の実施

高知県内の下記大学において、労働局職員が出張し、学生を対象とした相談対応を実施します。

- ① 高知大学(5月18日、6月15日、7月20日)
 - ② 高知県立大学 池キャンパス(6月6日、6月7日)
 - ③ 高知工科大学 香美キャンパス(6月20日、6月21日)
 - ④ 高知県立大学
高知工科大学 永国寺キャンパス(5月23日、5月24日)
- 上記以外の学校でも、ご希望があれば出張相談を実施します。

(2) 総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置

高知労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を新たに設置し、学生の相談に対応します。

(3) 啓発リーフレットの配布

[別添1](#)及び[2](#)の啓発リーフレットを各労働基準監督署及びハローワーク窓口で配布するほか、地方公共団体、関係機関等に配布の協力を依頼します。